

各 位

溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する
具体的な取扱いについて

「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」(令和 8 年政令第 254 号)の施行に伴い大韓民国又は中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対しては、令和 8 年 8 月 8 日から令和 8 年 12 月 7 日の間、暫定的な不当廉売関税が課されることとなりました。

当該取扱いにつきましては、「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて」(令和 8 年 8 月 7 日財関第 910 号)の規定によるほか、下記により取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 7 2 1 0 . 4 9 号、第 7 2 1 2 ・ 3 0 号、第 7 2 2 5 . 9 2 号又は第 7 2 2 6 . 9 9 号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもので大韓民国(以下「韓国」という)又は中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という)を原産地とするもの

2. 税率

対象国等	税率
韓国を原産地とするもの	3 8 . 0 %
中国を原産地とするもの	5 5 . 3 %
韓国を原産地とするもので下記生産者により生産されたもの	下記税率
セア・コーテッド・メタル・コーポレーション (SEAH COATED METAL CORPORATION)	3 0 . 6 %
ドンクック・コーテッド・メタル・カンパニー・リミテッド (DONGKUK COATED METAL CO., LTD.)	3 0 . 6 %
ポスコ・カンパニー・リミテッド (POSCO CO., LTD.)	2 9 . 2 %
中国を原産地とするもので下記生産者により生産されたもの	下記税率
アングアン・スチール・カンパニー・リミテッド (ANGANG STEEL CO., LTD.)	5 0 . 1 %
ウーハン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (WUHAN IRON & STEEL CO., LTD.)	5 0 . 1 %
グァンシアン・チュアンシェン・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (GUANXIAN CHUANGSHENG NEW MATERIALS CO., LTD.)	5 0 . 1 %

ティエンジン・ローリングワン・スチール・カンパニー・リミテッド (TIANJIN ROLLING-ONE STEEL CO., LTD.)	50.1%
バオシャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (BAOSHAN IRON & STEEL CO., LTD.)	50.1%
バオスチール・チャンジャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (BAOSTEEL ZHANJIANG IRON & STEEL CO., LTD.)	50.1%
ビーエックス・スチール・ポスコ・コールド・ロールド・シート・カンパニー・リミテッド (BX STEEL POSCO COLD ROLLED SHEET CO., LTD.)	50.1%
ベンガン・スチール・プレート・カンパニー・リミテッド (BENGANG STEEL PLATES CO., LTD.)	50.1%
レア・アース・スチール・プレート・カンパニー・リミテッド (RARE EARTH STEEL PLATE CO., LTD.)	50.1%

3. 期間

令和8年8月8日から令和8年12月7日まで

4. システムを利用して行う輸入（納税）申告について

「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に次のコードを入力する。

対象国等	NACCS 用コード
韓国産	S014001
韓国産（政令で定められた生産者により生産されたもの）	S014002
韓国産（政令で定められた生産者により生産されたもの）	S014003
中国産	S014004
中国産（政令で定められた生産者により生産されたもの）	S014005

【問合せ先】

業務部

通関総括第1部門（手続関係）

電話：03-3599-6337

首席原産地調査官（原産地認定関係）

電話：03-3599-6527